

監 査 報 告 書

平成 26 年 5 月 21 日

甲賀市長

中馬武嗣様

監 事 貴瀬 聖師 

監 事 雲林 院正郎 

社会福祉法第40条および社会福祉法人 信楽福祉会 定款第 11 条に基づき、平成 25 年度の監査結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施日時 平成 26 年 5 月 21 日 9 時 00 分～ 17 時 00 分
- 2 実施場所 名称 (特別養護老人ホーム 信楽荘)
所在地 (滋賀県甲賀市信楽町牧和野外 1159 番地)
- 3 立会人等 役職名 (施設長) 氏名 (今井正弘 菅江基彦)
- 4 監査結果 認 定 ・ 不 認 定

事 項	意 見	指 摘 事 項	備 考
理 事 の 業 務 執 行 状 況	適正である	なし	
法 人 の 財 産 管 理 状 況	適正である	なし	
法人および施設の業務執行状況	適正である	なし	
法人および施設の会計状況	適正である	なし	
その他	適正である	なし	
監 査 項 目 の 内 容	別紙のとおり		

監 事 監 査 項 目

監査結果 A……適正
B……適格
C……改善
(該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監査結果		内 容	確 認 事 項 等
		A	B・C		
I 組織運営 1 定款・登記	① 定款準則に準拠していること。	○			- 最新の定款準則 (H19.3.30)に準拠しているか。 - 理事会の決議、評議員会の評決を得ているか。 - 滋賀県知事の認可を得ているか。(又は、届出をしているか。) - 登記項目は次のとおり(ア～エは変更が生じた時点から2週間以内、オは5月末日まで) - ア 法人名 - イ 事務所所在地 - ウ 目的 - エ 代表者 (代表権の制限を伴う場合、その内容) - オ 総資産額 1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充されていること。
	② 定款の変更が所定の手続きを経行われていること。	○			
	③ 登記事項が適正に登記されていること。	○		H25.5.27 増資変更届出済	
2 役員 (1)定款・現 員	① 欠員が生じていないこと。	○			- 選任関係書類として、改選毎に整備すること。 - ア 理事会議事録(評議員会議事録) - イ 就任承諾書(任期開始までに) - ウ 履歴書(選任日までに) - エ 委嘱状(任期開始日までに)
	① 役員の選任(再任)手続きが定款の定めに従い、遅滞なく行われていること。	○		H25.10に改選	
	② 役員の任期が明確になっていること。なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。	○			
(3)適格性	③ 評議員会を設置する場合は、評議員会において役員を選任することが適当であること。	○			- 欠格事由とは、次のとおりである。 - ア 成年被後見人または被補佐人 - イ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法または社会福祉法の規定に違反して刑に処され、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者。 - ウ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者。
	① 欠格事由を有する者が選任されていないこと。	○			

項 目	監 査 事 項	監査結果 A:B:C	内 容	確 認 事 項 等
3 理事 (1)定数 (2)適格性	② 関係行政庁の職員が役員となつていないこと。適当でないこと。ただし、社会福祉協議会にあつては、役員総数の5分の1までは差し支えないこと。 ③ 実際に法人運営に参画できない者が名目的に役員に選任されることは、適当でないこと。 ④ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加していることは適当でないこと。 ⑤ 役員の報酬は、役員報酬規程等を整備した上で、勤務実態に即して支給していること。 ① 定数は、6名以上であること。 ① 各理事について、親族等の特殊な関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。	○ ○ ○ ○ ○ ○	126.3.2/理事会 役員報酬および関係行政庁 規程の改正の提案が あり承認、議事録に 記載 理事定数 9名 り。	エ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員 ・ 親族等の特殊な関係のある者とは次のとおりである。 ア 当該役員と民法に定める親族関係にある者(6親等以内の血族、配偶者および3親等以内の姻族) イ 当該役員とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者 ウ 当該役員の使用人および当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者 エ イまたはウの親族で、これらの者と生計を一にしている者 オ 当該役員が役員となっている会社の役員、使用人および当該会社の経営に従事する他の者ならびに当該会社の同族会社の使用人であつて、役員と同等の権限を有する者 カ アからエの者と同族会社の関係にある法人の役員および使用人 ・ 親族等特殊な関係がある者は、理事の定数に応じて以下の人数を超えてはならないこと。 (理事定数) (親族等の人数) 6～9名 1名 10～12名 2名 13名～ 3名

項 目	監 査 事 項	監査結果		内 容	確 認 事 項 等
		A	B・C		
(3)代表者	② 法人に係る施設整備や運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えて選任されていないこと。	○		学識経験者 4名 地域福祉関係者 5名 施設長 1名	・ 次ような者は、社会福祉事業について学識経験を有する者である。 ア 社会福祉に関する教育を行う者 イ 社会福祉に関する研究を行う者 ウ 社会福祉事業または社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者 エ 公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者 ・ 次のような者は、地域の福祉関係者である。 ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役員 イ 民生委員・児童委員 ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等 エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者 オ 自治会、町内会、婦人会および商店会等の役員 カ その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者
	③ 社会福祉事業について学識経験を有する者または地域の福祉関係者が理事として参加していること。また、社会福祉協議会にあっては、その区域において社会福祉事業を営む団体の役員およびボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。	○		合計 9名	
	④ 法人が経営する社会福祉施設の長が1名以上参加していること。ただし、評議員会を設置していない法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。	○			
	① 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営、事業経営を行うこと。なお、代表権の制限を行う場合は、組合等登記令に基づき、その内容を登記すること。	○			
	② (代表権を有する理事が複数いる場合、)親族等の特殊な関係にある者のみが代表権を有する理事となることは、適当でないこと。	○			
	③ 理事長の職務代理者が指名されていること。	○		職務代理者 森川豊和	

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容	確 認 事 項 等
		A	B	C		
4 監事・監査	① 監事は、理事、評議員および職員またはこれらに類する他の職務を兼任していないこと。	○			社会福祉 英瀬聖師 財 務 監 査 院 正 所 H25.5.25 H24年度事業・決算報告 エニッポ・グループ・新築事業 の進捗状況 他(8名) H25.9.22 経費削減の状況について 評議員の改選 H25年度各事業会計修正予算 他(7名) H25.10.18 理事長選任 他(9名) H26.1.12 定款の一部・給付規程一部 変更 他(8名) H26.3.21 H25年度各事業会計二次修正 H26年度事業計画予算等)に於て 他(9名)	・ 監事については、理事要件の「地域福祉関係者」のうち「自治会、町内会、婦人会および商店会等の役員」、「その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者」は含まれない。
	② 監事のうち1名は、社会福祉法第44条に規定する財務諸表を監査し得る者であること。また、1名は社会福祉事業について知識経験を有する者または地域の福祉関係者が加わっていること。	○				
5 理事会 (1) 審議状況	③ 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者でないこと。	○			監査は決算理事会の前日までにを行うこと。	・ 決算理事会は5月末までに、予算理事会は3月末までに開催すること。 ・ 理事会は理事総数の3分の2以上の出席により成立していること。
	④ 監事は、法人に係る施設整備や運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。	○				
	⑤ 理事の事業執行の状況、財産の状況、特に事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書について毎年定期的に十分な監査が行われていること。	○				
	⑥ 監査を行った場合には、監査報告書を作成され、理事会、評議員会および滋賀県知事に報告後、法人において保存されていること。	○				
	① 開催手続きが定款の定めに従って行われ、理事会が定款に定める定足数を満たして有効に成立していること。	○				
	② 議決が定款の定めに従って、有効に成立していること。	○				
	③ 理事会への欠席または書面による議決権の行使が継続している理事がいないこと。	○				

項 目	監 査 事 項	監査結果 A:B:C	内 容	確 認 事 項 等
	④ 理事会の要議決事項について審議され、議決が行われていること。	○		- 理事会の要議決事項は次のとおり。 ア 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告 イ 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄 ウ 定款の変更 エ 合併 オ 解散および解散した場合の残余財産の帰属者の選定 カ 社会福祉事業にかかると許認可、寄附金の募集その他 キ 賀県知事等の許認可を受ける事項 ク 定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定および変更 ケ 施設長の任免その他重要な人事 コ 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約（軽微なものを除く。） サ 役員報酬に関する事項 その他、法人の業務に関する重要事項（なお、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が先決し、これを理事会に報告すること。） - 理事会の議決は、次の表決をもって有効に成立する。 ア 理事総数（現員）の3分の2以上 イ 定款変更 ウ 公益・収益事業運営同意 エ 基本財産の処分 オ 担保提供 カ 合併 キ 残余財産の処分 ク 役員選任 ケ 予算の同意 コ 新たな義務の負担または権利の放棄 イ 理事総数（現員）の過半数 ア 以外のもの - 議事録記載事項は次のとおり。 ア 開催年月日 イ 開催場所 ウ 出席者氏名（定数） エ 議案 オ 議案に関する発言内容 カ 議案に関する表決結果 キ 議事録署名人（議長および理事会において選出された理事2名）の署名または記名押印、その年月日
(2) 記録	① 議事録は、正確に記録され、保存されていること。	○		
6 評議員・評議員会	① 評議員会は、原則として諸機関とし、次に掲げる事業のみを行う法人以外はこれを設けること。 ・ 県または市町村が福祉サービ	○		

項 目	監 査 事 項	監査結果 A:B:C	内 容	確 認 事 項 等
	スをとる者について措置 をとる社会福祉事業 ・ 保育所を経営する事業 ・ 介護保険事業 ② 評議員の定数および現員は、理事の2倍を超えていないこと。 ③ 各評議員について、親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。 ④ 法人に係る施設整備や運営と密接に関連する業務を行う者が3分の1を超えてはならないこと。 ⑤ 地域の代表が参加していること。 ⑥ 社会福祉協議会にあつては、その区域において社会福祉事業を経営する団体の役員およびボランティア団体の代表者が参加していること。 ⑦ 評議員の選任、評議員会の開催、審議は定款の定めに従い行われていること。 ⑧ 評議員会の要審議事項については、原則として、あらかじめ意見を聴いていること。 ⑨ 評議員会への欠席が継続している評議員がいないこと。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	理事 9名 評議員 19名 H25・5・25 (お泊り) H24年度事業決算報告 ・ エニオ東グループホーム新築工事の進捗状況 他 (14名) H25・9・22 住友A満るにに伴う理事・監事・評議員の改選 H25年3月事業会計修正 H25・10・18 理事長選任 他 (17名) H26・1・12 定款の一部、給付規程の一部変更 他 (14名) H26・3・21 H25年3月事業会計修正 補正 H26年3月事業計画・予算(案)ヒアリング 他 (18名)	・ 評議員会の要審議事項は次のとおり。 ア 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告 イ 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄 ウ 定款の変更 エ 合併 オ 解散および解散した場合の残余財産の帰属者の選定 カ その他、法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

H25年3月事業計画・予算(案)ヒアリング 他 (18名)

項 目	監 査 事 項	監査結果		内 容	確 認 事 項 等
		A	B・C		
Ⅱ 事業 1 事業一般	⑨ 議事録は正確に記録され、保存されていること。	○			・ 議事録記載事項は次のとおり。 ア 開催年月日 イ 開催場所 ウ 出席者氏名 (定数) エ 審議事項 オ 審議事項に関する発言内容 カ 審議事項に関する表決結果 キ 議事録署名人(議長および理事会において選出された理事2名)の署名または記名押印、その年月日
	① 定款に記載されている事業が行われていること。	○		第一種特養介護第 = 種老人デイサービス老人短期入所事業、認知症対応型共同生活介護事業、老人介護支援センターの経営「利用者負担軽減」を確認	
	② 定款に記載されていない事業の変更を行う必要がない事業として所轄庁が認めた事業を除く。	○			
	③ 公益的取組(公益事業の実施のほか、低所得者に対するサービス利用料の減免等を含む。)が、本来事業である社会福祉事業に支障のない範囲において、積極的に実施されていることが望ましいこと。	○			
2 社会福祉事業 (1) 運営状況	① 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。	○			
	② 関係法令通知による設置および運営の基準に則して、適正に経営されていること。	○			
	③ 社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。事業社会福祉事業の収入を公益事業(関係法令通知により認められた事業を除く。)または収益事業の支出に充てていないこと。	○			
	④ 関係機関との連絡が十分になされ、地域社会との協調が図られていること。	○			

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容	確 認 事 項 等
		A	B	C		
(2) 事務手続 3 公益事業 (1) 必要性	① 事業の開始、変更および廃止等に係る所要の手続きが遅滞なく行われていること。	○			信楽荘認知症対応型デイサービスセンター H.25.8.31/廃止 特別養護老人ホーム信楽荘(ユニット型) H.25.10.16 事業開始 居宅介護支援事業	
	① 社会福祉と関係を有し、公益性を有するものであること。	○				
	② 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。	○				
	③ 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。	○				
(2) 剰余金の 処分	④ 会計が、社会福祉事業および収益事業と明確に区分され、特別会計として経理されていること。	○				
	① 剰余金が生じた場合は、公益事業または社会福祉事業の経営に充てられていること。	○				
4 収益事業 (1) 必要性	① 社会福祉事業または公益事業(社会福祉法施行令第4条各号および平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限り、(3)において同じ。)の経営の財源に充てられていること。	—				
	① 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。	—				
(2) 事業内容	② 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。	—				
	③ 社会福祉法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるものおよび投機的なものでないこと。	—				

項 目	監 査 事 項	監査結果		内 容	確 認 事 項 等
		A	B・C		
(3) 収益の処 分 III 管理 1 人事管理 (1) 任免関係 (2) 職務関係	④ 社会福祉事業用設備の使用または社会福祉事業従事職員の兼務により、本来の業務に支障を来していないこと。	—	—		
	⑤ 収益事業は、特別会計とされていること。なお、収益事業にかか る借入金は、収益事業用財産の2 分の1を超えていないこと。	—	—		
	① 収益が社会福祉事業または公益 事業の経営に充てられているこ と。	—	—		
	① 施設長の任免に当たっては、理 事会の議決を経ていること。	○	○	(信楽荘) 5月全員対象 10月夜勤者対象 (信楽荘) 4月全員対象 10月夜勤者対象 (信楽荘) 年間 「スアッパップ」(Ⅰ～Ⅲ) 「その他研修 (信楽荘) 年間 「スアッパップⅠ～Ⅲ・その他研修	・ 規則（規程）と実態が整合しているか。 ・ 給与からの法定外控除についての協定（24条協定）、時 間外・休日勤務についての協定（36条協定）等は適正に協 定が締結され、必要に応じて労働基準監督署に届出されて いるか。 ・ 職員採用時の健康診断が実施され、記録が整備されて いるか。 ・ 定期健康診断は適正に実施され、記録が整備されてい るか。 ・ 夜勤を行う職員の健康診断は、6か月に1回実施され ているか。
	② 職員の処遇が労働基準法等関係 法令通知等に則して適正に行われ ていること。	○	○		
	③ 職員への健康診断等健康管理は 、適正に実施されること。	○	○		
	④ 職員の資質向上を図るため、職 員研修について具体的計画が立て られていること。	○	○		
	⑤ 職員の確保および定着化は、図 られているか。	○	○		・ 年度内に正当な理由なく多数の退職者が発生していない か。 ・ 福利厚生は適切か。 ・ 退職手当共済制度に加入するなど、退職手当制度を整備 しているか。 ・ 退職手当共済制度への加入、掛け金の支払等の手続きは 適正に行われているか。

項 目	監 査 事 項	監査結果		内 容	確 認 事 項 等
		A	B・C		
2 資産管理	① 基本財産、運用財産、公益事業用財産および収益事業用財産は、明確に区分管理されていること。	○			
	② 基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあつては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法とするほか、元本が確実に回収でき、運用益が得られ、又は利用価値を生じる方法で行われていること。	○			
	③ 基本財産以外の資産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあつても、安全、確実な方法で行われていること。				
	④ 株式の保有は原則として右の場合に限られること。				
	⑤ 株式の保有が認められている場合において、全株式の20%以上を保有している場合については、法第59条の規程による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の右に定める事項を記載した書類を提出していること。				

・ 次のような財産または方法で管理運用することは、原則として適当でない。

ア 価格変動の激しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債権等）

イ 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）

ウ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）

エ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

・ 運用財産、公益事業財産、収益事業用財産については、通知により運営費等の管理運営方法に制限のある場合を除き、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を認められる。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められない。また、株式の取得は公開市場を等しいもの等に限る。

ア 基本財産以外の資産の運用管理の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。

イ 社会福祉法人において、基本財産として寄附された場合。これは設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。

ウ 上記アおよびイの場合は株式の保有が認められるが、その場合でも社会福祉法人が営利企業を実質的に支配することがないように、その割合は2分の1を超えてはならない

- ア 名称
- イ 事業所の所在地
- ウ 資本金等
- エ 事業内容
- オ 役員の数及び代表者の氏名
- カ 従業員の数
- キ 法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
- ク 保有する理由
- ケ 当該株式等の入手日
- コ 法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）

項 目	監 査 事 項	監査結果		内 容	確 認 事 項 等
		A	B・C		
3 会計管理 (1) 予算	⑥ 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産又は過大な負担が財産が財産の相当部分を占めないうようにされていること。	○			
	⑦ 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされていること。	○			基本財産とすべき不動産とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物ならびにその建物の敷地および社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいう。
	⑧ 基本財産を、滋賀県知事の承認を得ずに、処分し、貸与しまたは担保に供しないこと（独立行政法人福祉医療機構に担保を供する場合及び独立行政法人福祉医療機構との協調融資に係る場合を除く）。	○			所定の手続きを経ずに、処分、貸与または担保に供している財産がないか、登記簿謄本により確認。
	⑨ 社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、みだりに処分されていないこと。	○			
	⑩ 不動産を国または地方公共団体から借用している場合は、国または地方公共団体の使用許可等を受けていること。		—		
	⑪ 不動産を国または地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。		—		
	⑫ 理事長または法人から報酬を受けている役員等から賃借していないこと。	○			理事長または法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは望ましくない。
	① 予算は、定款の定めに従い適正に編成されていること。	○		H.25.8.28 評議員会・理事会で議決	

項 目	監 査 事 項	監査結果		内 容	確 認 事 項 等
		A	B・C		
	② 予算が適正に執行されていること。 なお、予算の執行に当たって変更を加えるときは、あらかじめ理事会の同意を得ていること。	○		H.26.8.21補正予算	
(2) 会計処理	① 経理規程を制定していること。	○		経理規程	岩永聡明 (辞令H.25.1.1付)
	② 会計責任者が置かれていること。 なお、会計責任者と出納職員との兼務は避け、それぞれ辞令が交付されていること。また、内部牽制機能が十分に保たれていること。	○		法本部部長 岩永聡明 (辞令H.25.1.1付) 信楽荘施設長 今井正弘 (辞令H.25.1.1付) 樹の郷施設長 高江基彦 (辞令H.25.1.1付) 信楽荘施設長 高井紀子 (辞令H.25.1.1付) 樹の郷施設長 榎古朋子 (辞令H.25.1.1付)	
	③ 現金保管については、保管責任が明確にされていること。	○		信楽荘施設長 信楽荘施設長 榎古朋子 (辞令H.25.1.1付)	
	④ 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。	○		小口現金取扱責任者 信楽荘施設長 榎古朋子 (辞令H.25.1.1付)	
	⑤ 未収金や未払金、立替金、仮払金、仮受金、預り金等の内容について、不明瞭なものがないこと。	○		契約担当若理事長 岩永聡一 (辞令H.25.1.1付)	
	⑥ 法人と関係のない支出がされていないこと。	○			
(3) 債権債務の状況	① 借入金は、理事会の議決（および評議員会の意見の聴取）を経て行われていること。 また、借入金が事業運営上の必要によりなされたものであること。	○			・ 私的な経費への流用が疑われるような支出がないか。 (ガソリン代等) ・ 私物化されている社会福祉法人の資産がないか。 (自動車、パソコン等)
	② 借入金の償還財源に寄付金が予定されている場合は、法人と寄付者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄付が遅滞なく履行されていること。	○			
(4) 決算および財務諸表	① 決算手続は、定款の定めに従い適正に行われていること。	○		(H.25.5.25) 24年度決算	

項 目	監 査 事 項	監査結果		内 容	確 認 事 項 等
		A	B・C		
(5) その他	② 財産目録、貸借対照表および収支計算書が整備され、保存されていること。	○			
	③ 財産目録、貸借対照表の預金残高と残高証明書の金額が一致していること。	○			
	④ 貸借対照表と事業活動収支計算書の次期繰越活動収支差額が一致していること。	○			
	⑤ 貸借対照表の流動資産（たな卸資産を除く）から流動負債（引当金を除く）を控除した金額が、資金収支計算書の当期末支払資金残高と一致していること。	○			
	⑥ 貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書において、経年間の整合がとれていること。	○			
	① 寄付金を募集する際には、関係法令の定めに従い行われていること。また、寄付金が募集の際の用途に即して使用されていること。	○		入付金預り金管理規程に基づき厳正に管理されている	
4 施設管理 (1) 施設の運営管理	② 社会福祉施設の利用者または利用者の家族等に寄付金を強要していないこと。	○		公印管理規程 H25.10.1 別添-6-6-20	
	③ 社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は、別会計で経理がなされていること。	○			
	④ 公印管理規程、役員報酬規程、費用弁償規程等が整備されていること。	○		軍管規程 H25.1.1 信身性一部変更 H26.4.1 様式	
	① 利用定員および居室の定員が遵守されていること。	○			
	② 管理（運営）規程が整備されていること。	○			

項目	監査事項	監査結果	内容	容	確認事項等
		A B C			
(2)防災対策	③ 直接処遇職員は、配置基準に基づき必要な職員が確保されていること。	○		消防統制の定期点検 信里郷 H25.4.16 樹の郷 H25.8.26 H26.7.27 夜間避難訓練 信里郷 H25.7.29 19時30分～ 樹の郷 H25.7.17.20時～ 地震火災訓練 信里郷 H26.3.30 9時～ 樹の郷 H25.11.14 11時～	・ 施設長の資格要件を満たしているか。 ・ 施設長は専任者が確保されているか。(他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられていること。) ・ 危険箇所、破損箇所はないか。 ・ 維持管理は適切か。
	④ 施設長は適任者が配置されていること。	○			
	⑤ 施設設備は、適正に整備され、維持管理が適正に行われていること。	○			
	① 非常災害対策は、適正に実施されていること。	○			・ 防火管理者(有資格者)が適正に定められ、消防署に届出されているか。 ・ 消防計画が作成され、届出されているか。 ・ 消防設備について定期的に点検が行われているか。 ・ 非常時の際の連絡・避難体制および地域との協力体制は、確保されているか。
	② 避難、消火等の訓練が適正に実施されていること。	○			・ 避難訓練および消火訓練は、年2回以上実施しているか ・ 児童福祉施設は、毎月実施しているか ・ 入所施設については、うち1回は夜間(想定)訓練を実施しているか
5 その他	① 法人が提供する福祉サービスの内容、法人の財務状況等について関係者に対する情報提供が適切に行われていること。	○		火災訓練 信里郷 H25.12.1 15時～ 樹の郷 H26.12.6 14時～ H26.3.27 11時～ 大瀬(花菱F)某で情報開示 苦情解決責任者	第三者委員 菅瀬聖輔 豊村達正他
	② 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。	○		信里郷 H26.3.27 11時～ 大瀬(花菱F)某で情報開示 苦情解決責任者	樹の郷 江崎孝子 鈴木泰司 浦上美 山本和夫
	③ 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われていること。 ・ 苦情受付窓口が設置されていること。 ・ 苦情解決責任者が設置されていること。 ・ 第三者委員が設置されていること。	○		信里郷 H26.3.27 11時～ 大瀬(花菱F)某で情報開示 苦情解決責任者	
	④ 個人情報情報の取扱いが適切に行われていること。	○			



47-5-21 個人情報に关する基本規則により採用時全職員より
採り集むこと